

# 公共選択学会会則

## (名称)

第1条 本会は、公共選択学会（英文名：The Japanese Public Choice Society）と称する。

## (目的)

第2条 本会は、公共選択の研究を行い、会員の相互の交流をはかり、世界の学問の発展に貢献することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、大会および研究会を開催するほか、次の各項の事業を行う。

2. 定期刊行物などを出版、刊行する。
3. 世界の公共選択学会および研究者と提携しつつ、国内外の研究者との交流を図る。
4. その他、理事会において必要と認めた事業を行う。

## (会員)

第4条 本会の会員は、公共選択およびこれに関連する研究に従事する者、ならびにこれらの研究に関心を持つ者に限る。

2. 本会への入会は、会員2名の推薦に基づき、理事会で決定する。
3. 会員は、総会の定めるところにより会費を納入しなくてはならない。
4. 会員は、本会の各種事業に参加することができる。
5. 会員が継続して3年以上会費を滞納した場合、原則として会員の資格を失う。
6. 本会を退会しようとする会員は、書面により理事会に届け出なければならない。
7. 会員が死去した場合には、死亡が確認された時点で自動退会となる。

## (賛助会員)

第5条 本会には、賛助会員を置くことができる。

2. 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同する個人または団体を指し、理事会の議を経て、会長によって委嘱される。
3. 賛助会員は、本会の各種事業に参加することができる。
4. 賛助会員は、所定の会費（1口以上）を納めなければならない。

(総会)

- 第6条 会長は、毎年1回通常総会を招集しなくてはならない。
2. 会長は、必要があると認めた場合、いつでも臨時総会を招集することができる。
  3. 本会会員の5分の1以上が理由を示して総会開催を会長に要請したときは、会長は臨時総会を招集しなくてはならない。
  4. 総会の議決は、出席会員（ただし、賛助会員を含まない）の過半数による。
  5. 総会では、本会の会務および会計報告が報告され審議の上、承認を得なくてはならない。
  6. 総会では、前項の他、本会の運営に関する重要議案が提案され審議される。

(役員)

第7条 本会に、次の各項の役員を置く。

- |   |           |       |
|---|-----------|-------|
| 一 | 名誉会長      | 若干名   |
| 二 | 会長        | 1名    |
| 三 | 特選理事      | 若干名   |
| 四 | 理事        | 28名以内 |
|   | うち事務局担当理事 | 2名以内  |
| 五 | 専務理事      | 1名    |
| 六 | 幹事        | 15名以内 |
| 七 | 監事        | 2名    |

(会長)

- 第8条 会長は、本会を代表する。
2. 会長は、理事によって互選される。

(名誉会長)

- 第9条 名誉会長は、理事会の求めに応じて、本会に対する顧問としての務めを果たす。
2. 名誉会長は、会長経験者の中から理事会によって選任される。

(特選理事)

- 第10条 特選理事は、会長の求めに応じて、会長に対する顧問としての務めを果たす。
2. 特選理事は、会長の推薦を経て、理事会によって選任される。

(専務理事)

- 第11条 専務理事は、会計責任者として学会財産を管理するとともに、会長を補佐し、会務を執行する。

2. 専務理事は、会長の推薦を経て、理事会によって選任される。

(理事)

第12条 理事は、理事会を組織し、会務を分担する。

2. 理事は、別に定める公共選択学会理事・監事選出規程によって選出される。
3. 専務理事は、理事の中から二名以内の事務局担当理事を会長に推薦することができる。事務局担当理事は、会長の推薦を経て、理事会によって選任される。事務局担当理事は会長および専務理事を補佐し、会務を執行する。

(幹事)

第13条 幹事は、理事会からの委嘱を受け、会務の執行を補佐する。

2. 幹事は、理事会によって選任される。
3. 幹事は、理事会の要請により理事会に出席することができる。

(監事)

第14条 監事は、本会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

2. 監事は、別に定める公共選択学会理事・監事選出規程によって選任される。
3. 監事は、会長の要請により理事会に出席することができる。

(任期)

第15条 会長、専務理事、理事、幹事、監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 名誉会長および特選理事の任期は原則として終身とする。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、専務理事、理事をもって構成し、本会則に定めるもののほか、会務の執行に関する必要事項について審議、決定する。

(事務局)

第17条 本会の事務局を、理事会の定めるところに置く。

(各種委員会)

第18条 下記に定める各種委員会を設置する。各種委員会の委員長は、会長が会員の中から推薦し、理事会で審議の上、選任する。

2. 学会誌編集委員会は、年二回、学会誌『公共選択』（英文名：The Japanese Journal of Public Choice）を編集して刊行する。
3. 査読委員会は、会員が学会誌『公共選択』に投稿した論文の査読者を決定し、

査読結果に基づいて論文掲載の可否を決定する。

4. 企画委員会は、大会開催にあたり、自ら企画するセッションと共に、会員の報告の公募を行い、応募を審査し、報告の可否を決定する。開催3カ月前までに大会全体のプログラムを確定し、大会実行委員会へ連絡する。
5. 大会実行委員会は、大会開催にあたり、大会ホームページの作成、会場設営、報告論文の受理、大会当日の運営を行う。また学会が指定する期日までに、大会プログラム、報告論文、開催校案内などの必要な情報を会員に通知すると共に、web上で公開する。
6. 優秀論文賞選考委員会は、学会誌『公共選択』に掲載された論文の中から優れたものを選考して表彰する。
7. 若手研究者優秀報告賞選考委員会は、大会で若手研究者が行った報告の中から優れたものを選考して表彰する。
8. 選挙管理委員会は、理事選挙を実施して公選理事予定者を選出する。
9. 「公共選択のフロンティア」優秀報告賞選考委員会は、大会で「公共選択のフロンティア」で行われた報告の中から優れたものを選考して表彰する。
10. 学会功労賞選考委員会は、永年にわたり公共選択学会の発展に多大な貢献をした者を選考して表彰する。

(改廃)

第19条 本会則は、総会において出席会員（賛助会員を除く）の三分の二以上の同意がなければ、これを変更することができない。

附則1. 本会は、1996年6月22日をもって設立する。

附則2. (1966年6月22日総会決定)

本会の設立当初の役員は、本会則第7条から第14条の規定に関わらず、別紙役員名簿の通りとし、これらの役員の任期は、1999年3月31日までとする。

附則3. (2003年7月6日総会決定)

この会則は2003年7月6日から施行する。

附則4. (2007年7月8日総会決定)

この会則は2007年7月8日から施行する。

附則5. (2011年7月2日総会決定)

この会則は2011年7月2日から施行する。

附則6 (2013年11月23日総会決定)

この会則は、2013年11月23日から施行する。

附則7 (2018年12月1日総会決定)

この会則は、2018年12月4日から施行する。